

相談支援専門員とは

児童通所支援等（福祉サービス）を利用されるお子様やその保護者の方の思いや願い、1週間の生活スタイルを相談支援専門員がお聞きします。お伺いした内容をもとに、児童支援利用計画の作成および児童支援利用計画の見直し（モニタリング）を行います。

児童支援利用計画とは

福祉サービスを利用される方を支援するための総合計画書になります。相談支援専門員が、お子様やその保護者の方と面談し、ご意向や希望をお伺いし、福祉サービスの利用について計画します。

児童支援利用計画には、支援方針、必要な福祉サービスの種類と量などが記載されます。

児童支援利用計画の見直し（モニタリング）とは

児童支援利用計画通りに福祉サービスが提供されているか、お子様やその保護者の方の感想や満足度、改善してほしいことなどを相談支援専門員がお伺いし、新たな課題が生まれていないかなどを見直します。

モニタリング報告書には、支援目標の達成度、次期への方向性などが記載されます。

こんな時にはご相談ください

- 福祉サービスを利用したい（新規申請）
- 福祉サービスの回数を増やしたい（支給量の変更）
- 他の福祉サービスを利用したい（追加）
- 継続して福祉サービスを利用したい（継続申請）
- お子様に関する悩みや問題等に関する相談など

*相談は無料です。

相談支援専門員が計画の作成およびモニタリング、福祉サービス提供事業所との連絡調整などをさせていただきます。また適切なサービスの組み合わせの提案なども行います。

さくらんぼ園は、舞鶴市から指定相談支援事業所として認定されています。

☆事前に、電話もしくはFAXにてご連絡ください。

◆ （社福）舞鶴市社会福祉協議会舞鶴こども発達支援施設さくらんぼ園

所在地：舞鶴市宇余部上 821 TEL：0773-64-5798 FAX:0773-62-9171

○舞鶴市内には、他にも相談支援事業所があります。

<問い合わせ先>

舞鶴市健康・子ども部

子ども支援課 子ども福祉係

625-8555 京都府舞鶴市宇北吸1044番地

TEL：0773-66-1094 FAX:0773-62-7957